

# 奄美諸島における慶長十八年知行目録

石上英一

## 序

筆者は、先に「古奄美諸島社会の一七世紀における近世的編成の前提——慶長十四～十六年の奄美諸島支配——」（石上、二〇〇三）において、慶長十四年（一六〇九）三月における、島津家の琉球渡海軍による奄美諸島の制圧の過程を明かにし、奄美諸島統治策の始めとしての琉球検地に伴う奄美諸島における検地と石高設定について概要を示した。この論考は、琉球国統治時代の奄美諸島社会の分析（石上、二〇〇〇）に続く、古奄美諸島社会の近世的社會への転換の研究の一部となるものであった。また、筆者は、「奄美群島編年史料集稿」（石上、一九九〇～一九九八）において、一三世紀より一六二四年（寛永元年）に至る時期の奄美諸島関係史料を編年集成している。

本稿においては、前稿「古奄美諸島社会の一七世紀における近世的編成の前提」に続いて、慶長十八年（一六一三）の奄美諸島への知行制施行の史料についての整理と基礎的分析を、「奄美群島編年史料集稿」編纂後に気付いた史料を含めて、行いたい。

## 一 慶長十六年琉球一紙目録と奄美諸島

慶長十四年（一六〇九）三月に、琉球渡海島津軍の琉球進攻の途次、奄美大島、徳之島、沖永良部島は順次制圧され、鬼界島の有力者も服属

した（石上、二〇〇三）。

島津軍による慶長十四年四月初旬における琉球国制圧は（「琉球渡海日々記」、「喜安日記」）、五月十八日前後には、奄美諸島にも知られるところとなった。すなわち、琉球国中山王尚寧を連行する島津軍が慶長十四年五月十四日に那覇を出港し鹿兒島に向かう帰路、五月十八日の天候不順により、大将樺山久高・平田増宗の船団三四、五艘が大島焼内間切の湊に、十九日に尚寧王が大島焼内間切宇見（宇検）の湊に、それぞれ立ち寄り、数日滞在することがあった（「琉球渡海日々記」、「喜安日記」）。これ以前にも、琉球よりの速報が奄美諸島にも伝えられていたかもしれないが、琉球国の降伏と琉球王が連行されることは、島津軍の帰途において奄美諸島に周知されることになったのである。

島津家による琉球検地は、慶長十四年中から慶長十五年三月にかけて琉球本島について実施され、ついで慶長十五年十月から慶長十六年七月までに慶良間諸島・久米島・宮古島・八重山諸島について実施された。慶長十六年（一六一二）八月十日に先島の検地帳が島津家久に提出され、同年九月十日に琉球国の歳貢が定められた（石上、二〇〇三、四八二～四八三頁）。この間、鹿兒島に連行された尚寧王は、慶長十五年八月十六日に駿府での徳川家康への拝謁、九月十二日に江戸での徳川秀忠への拝謁を行い、十二月二十四日鹿兒島に戻った。慶長十六年九月十日には奄美諸島を除く琉球国が島津家久より尚寧王に与えられ、あわせて同月

十九日に擬十五条が与えられた（『旧記雜録』後編卷六十五）。そして、尚寧王は、起請文を島津家久に提出し、（東京大学史料編纂所所蔵島津家文書、慶長十六年菊月中山王尚寧起請文）九月二十日、鹿児島を出港し、途中、十月二日に「大島うけん」（焼内間切字検）、十月九日に「土久亀尾」（徳之島東間切亀津）、十月十八日に沖永良部島に立ち寄り、十月二十日に那覇に帰着した（『喜安日記』）。

慶長十五年（一六一〇）十月の大島への黒葛原吉左衛門・宇田小左衛門の派遣（『南聘紀考』下・慶長十五年十月条）、慶長十六年四月の徳之島への相良勘解田頼豊・有馬次右衛門重純の派遣（同書慶長十六年四月条）、琉球竿奉行一行の琉球からの帰途の慶長十六年七月における与論島・徳之島・大島等滞在（同書慶長十六年七月四日条、八月三日条）により、奄美諸島の石高設定がなされたと推定されている（松下志朗、一九八三、三四～三七頁。石上、二〇〇四、四八四～四八五頁）。

『中山世譜』（蔡鐸本）附卷・尚寧王に、「同年九月十日、家久公、出賜琉球一紙日録、此時、鬼界・大島・徳島・永良部・与論、皆属薩州」とあり、『中山世譜』附卷卷一・尚寧王万曆三十九年辛亥（一六一二）条に、「家久公、出賜琉球一紙日録、此時、鬼界・大島・徳島・永良部・与論、始属薩州」とある。この一紙日録は、「喜安日記」に、次のように追いつみで引用されている。

九月十日、御領知可有<sup>（慶長十六年）</sup>一紙日録被為参ル、御使ハ伊勢兵部少輔也、琉球国知行高目録 一、悪鬼納、一、伊江、

- 一、久米嶋、一、伊勢那嶋、一、計羅摩、一、与部屋、
  - 一、宮古嶋、一、登那幾、一、八重山嶋、惣合八万九千八拾六斛、
- 右之諸島之封疆、為国主之覆也、而配分之永々可有御領知者也、

慶長十六年辛亥九月十日御判、<sup>以下、慶長十六年九月十九日家老連署状</sup>悪鬼納并諸島高八万九千八拾六斛の内、五万斛者王位之御蔵入ニ可被相定候、残分者侍ニ可被配分候、支配之余分候者、王位之御蔵入ニ可被召置候、仍状如件、慶長十六年九月十日、<sup>元監</sup>伊勢兵部少輔貞昌、比志嶋紀伊守国貞、町田勝兵衛尉久幸、樺山権左衛門尉久高、三司官、<sup>高司</sup>西来院へ、と被書たり、（慶長十六年九月十日家老連署状略）

一紙日録については、「御当国御高並諸上納里積記」に、次の如く記される（『琉球産業制度資料』の同様の記事参照）。

二、慶長拾六<sup>万曆三十九</sup>年御目録被召下候事

右通、御高御取立、是を御知行高ニシテ御目録被成下候、（中略）

覚

悪鬼納并諸嶋高八万九千八拾六石之内、五万石ハ王位之御蔵入ニ可被相定候、残分は諸上江可被配分候、支配之余分ハ王位之御蔵入ニ可被召置候、御状如件、

慶長拾六年九月十九日

伊勢兵部少輔

貞昌在印

比志嶋紀伊守

国貞在印

町田勝兵衛尉

久幸在印

樺山権左衛門

久高在印

三司官 西来院

右之外、道之嶋ハ御目録ニ被召除置候、何様之訳ニテ被召除候趣も無之候処、寛永拾三御目録ニは新竿之内檢ニ付、出入有之間、被召除候趣相見得中候、高左之通、

高六千九百三拾式石四斗

鬼界嶋

高老万九石七斗

徳之嶋

高老万四百九拾五石五斗

大嶋

高四千五百五拾八石五斗

永良部嶋

高千式百七拾式石五斗

与論嶋

ノ高三万式千八百式拾八石六斗

琉球国知行を定めた慶長十六年九月十日「紙目録（尚寧王宛）」により、島津家久から尚寧王に鬼界島・大島（加計呂麻島等を含む）・徳之島・沖永良部島・与論島を除く琉球国の知行給付が示された。奄美諸島が除外された一紙目録の発給により、奄美諸島の領有権は島津家にあることが、改めて示された。慶長十六年における奄美諸島の石高は、慶長十五年竿の琉球国総高一万三〇四一石余（「薩隅日山賦雜徴」）から、慶長十六年の「沖繩及先島總計税額」の八万九〇八六石（「南聘紀考」）下・慶長十六年八月十日条）を差し引いた二万三九五五石余となると推定されている（松下、一九八三、三七～三八頁）。

## 二 慶長十八年知行目録

### 1 琉球国統治時代の間切役人

慶長十六年の奄美諸島の石高設定と、琉球国王の知行からの奄美諸島の切り離しにもとづいて、慶長十八年（一六一三）に至り、奄美諸島の琉球国以来の間切役人に対して、知行宛行が実施された。

なお、本稿では、琉球国統治期に琉球国中山王により任命された間切及びその中の集落（しま）の諸役人を、間切役人と称することにしている。また、島津家（薩摩藩）統治期の間切とその中の村の諸役人も間切役人と称することにしている。

奄美諸島は、一五世紀中葉までに大島の北端の笠利半島（笠利間切として編成される地域）までが琉球国の版図に入り、鬼界島も一五世紀中葉には制圧され、その後の反乱を経て、最終的に一四六六年には服属した（石上、一九九九、二〇〇）。

笠利には、既に、一四五〇年の段階で甘隣伊伯也貴が、琉球から派遣されていた（『朝鮮王朝実録』端宗実録・端宗元年（一四五三）五月丁卯条。和田久徳他、一九九一、に訳注あり）。東恩納寛惇により、伊伯也貴は「ウフヤクか」とされ、甘隣は「今致ふる所なし」とされる（東恩納寛惇、一九七九、五二頁、七五頁）。しかし、甘隣は笠利（加沙里）であり、甘隣伊伯也貴は笠利大屋子のことであろう。ただし、甘隣伊伯也貴が、一六世紀に見られるような地方行政制度の間切の役人であったのか、軍事的に制圧していた笠利地域に派遣された臨時的な統治官であったのかは不明である。

一六世紀になると、奄美諸島にも、琉球本島と同様な間切制度が整備されたことが、琉球国の辞令書によりわかる。奄美諸島にも、琉球本島に残る現存最古の辞令書である嘉靖二年（一五三三）八月二十六日たから九官舎辞令書（田名家文書）に次ぐ古い年紀を有する嘉靖八年（一五二九）九月十六日大島笠利間切宇宿大屋子辞令書（写）（系図文書写「永代家伝記」収載。「宇宿大親家譜系図」参照）が残り、琉球本島と同様に、琉球国中山王による間切役人等の補任が行われていたことがわか

る。

嘉靖八年十二月二十五日大島笠利間切宇宿大屋子辞令書は、「系図文

書写永代家伝記」収載の元禄九年写の写によれば、次の内容である。

〔嘉靖八年九月十六日大島笠利間切宇宿大屋子辞令書〕

志よ里の御事

かさ里まきりの

うすくの太やこハ

もとの志よりの大やこかくわ（この一行は、もと、次行の傍書）

一人ちやくもいに

たまわり申候

志よ里よりちやくもいか方へまいる

嘉靖八年十二月廿五日

これによれば、ちやくもい（「宇宿大親家譜系図」では知屋具盛。

「ちや（知屋）」は「大」、「くもい（具盛）」は尊称の「思い」の父保元金（または真元金）は、笠利間切首里大屋子であったことが知られるので、奄美諸島への辞令書の発給は、嘉靖八年よりも前に既に行われていたことがわかる。なお、「宇宿大親家譜系図」では、保元金を「宇宿首里大屋子」とするが、辞令書に「もとのしよ里の大やこ」とするので笠利間切首里大屋子であると考えられる。宇宿の地名を冠するのは、笠利間切統治に際して宇宿を本拠地としたためであろう（笠利間切の笠利には、笠利氏が居た）。

奄美諸島における琉球統治時代（一五世紀より一六〇九年まで）の間切役人は、右に示した嘉靖八年（一五二九）の辞令書から万暦三十五年（一六〇七）の辞令書までの二八通の辞令書（石上、二〇〇四）及び

一七世紀後半期以降に作成される奄美諸島の諸系図により知ることができ（表1）。

これらの史料によれば、間切と間切を構成するしま（近世の村に相当）の役人は、結論だけを示すと、次の序列で編成されていたことがわかる（この外に、神女の職制があったが、今は略す）。

間切 首里大屋子（しよりの大やこ）、勢頭（せんどう）、せと、筆子（てくこ）

しま 大屋子、目指（めさし）、里主（さとぬし）、掟（おきて）、筆子、居番（おはん）

慶長十五年十月に大島に派遣された黒葛原吉左衛門・宇田小左衛門、慶長十六年四月に徳之島に派遣された相良頼豊・有馬重純は、慶長十六年七月に鹿児島への帰途に立ち寄った琉球竿奉行一行を迎えて石高設定の作業に参加するとともに、琉球国統治時期の慶長十四年三月までに琉球国より任命されていた間切役人の確認調査を実施していたと考えられる。

2 慶長十八年における間切役人編成の試み

島津家は、領国支配と家臣団編成のために知行目録（家老連署状）を発給して知行宛行を行った。奄美諸島にも、慶長十八年（一六一三）九月の知行目録が残されている。

笠利氏（当時、姓は与えられていないが、便宜的に笠利氏と称する。のち、田畑氏の姓を与えられる）の記録には、慶長十八年八月から九月にかけての島津家による間切再編成の試行を示す史料が残されている。

「笠利氏家譜」（嫡家本）には、次の文書が引用されている。

①慶長十八年（一六二三）八月十一日役人扶持方定（写）

役人扶持方定

よひと五人但一人二付米三石  
めさし三人但一人二付米二石

如右、相定上二、少も於百姓違乱申間敷候、不依何篇致抑留間敷者也、

伊勢貞昌  
兵部少輔（印影模写）

慶長十八年八月十一日

三原重種  
諸右衛門（印影模写）

大嶋之内

笠里間切惣役人

②慶長十八年役職米宛行状（写）

大嶋之内笠里間切之惣役被仰付、則為役職米拾石被下訖、尤以面目不可過之候、然者、所々定置之年貢等、慥致上納、百姓等不困窮様、於抽奉公者、向後可有御恩賞者也、仍状如件、

伊勢兵部少輔

慶長十八年九月十一日

貞昌（花押）

三原諸右衛門

重種（花押）

赤嶺乃与  
赤嶺乃与人

①②附 亥（元禄八年（一六九五））六月三日大島代官伊地知五兵衛預状（写）

右本書者、訴訟二付、我等持登申候、為後証如此二候、重而被返下候時分、可被相返候、以上、

亥六月三日

大島代官  
伊地知五兵衛印

①役人扶持方定の宛所の「大嶋之内笠里間切惣役人」とは、笠里間切の間切役人全体に宛てた「笠里間切役人中」の意味ではなく、笠里間切首里大屋子である為転（号、佐文）を示す。後述の西間切惣役人宛ての知行目録が、知行高を二〇石と記し、惣役人の称が瀬戸内西間切首里大屋子個人を示しているように、この場合も、笠里間切惣役人は、笠里間切首里大屋子を示すとみるべきである。

慶長十八年八月十一日役人扶持方定は、笠里間切には、間切に、与人（よひと）とその下に位置する目指（めさし）を設けること、与人に扶持五人（扶持米にして一五石）、目指に扶持三人（扶持米にして六石）を与えることと定めたのである。この文書は、あるいは、笠里間切の惣役人の下に、与人五人、目指三人を置くことを認めるかのようにも見えるが、やはり与人・目指の扶持米を定めたものと考えるべきである。

この役人扶持方定は、間切の役人に、与人と目指を置くことを示しているが、実は、与人の上に間切惣役人が置かれていた。琉球国の間切制度のもとで、間切役人は、間切蔵本を統治する首里大屋子・勢頭・筆子と、間切を構成するしまの大屋子以下の職の二系列からなっていた。しかし、島津家は、間切再編のために、間切役人を、間切惣役人、しま名を冠された与人、目指と筆子・掟の五職に整理した（筆子・掟は後述）。間切惣役人は間切を統治する首里大屋子に相当し、しま名を冠する与人と目指は、それぞれ琉球国統治期における間切の下のしまの大屋子と目指に相当するのである。なお、後述のように、間切役人には一般に知行が給されることになったのであり、慶長十八年八月十一日の役人扶持方定による扶持米支給制度は採用されなかった。

②の慶長十八年九月十一日の、為転の長男の笠里間切赤嶺与人為有

(佐宣)宛ての知行目録では、「役職米拾石」が給されている。為有は、琉球国の間切制度のもとでは、間切の下のみまである赤嶺(赤木名)の大屋子として、与人に相当させられ、役職米一〇石を給されたのである。この役職米宛行状は、後述の知行目録と次の点で形式が異なっている。

第一は、為有宛役職米宛行状には書き出し文言がなく、給付が「役職米」と称されていることである。他の知行目録は、「知行目録」の文書形式であり、知行が「高」として表示されている。

第二は、為有宛役職米宛行状は、発給日が九月十一日と早いことである。他の知行目録の発給日は、九月二十四日・二十五日である。

第三に、為有宛役職米宛行状には、伊勢貞昌・三原重種が署名し花押を据えている。他の知行目録は、兩名が署名し印を捺している。

笠利氏は、当主為転が、慶長十四年三月の島津軍の大島制圧の過程において笠利間切の蔵本(笠利間切笠利)で降伏し大島の諸勢力の降伏の手引きをしたこと、慶長十五年に次男菊千代金(為季。号、佐伯)を鹿兒島に質として送っていたこと(石上、二〇〇二、四七一～四七三頁)から、島津家より大島統治の要と認識され、その長男為有への役職米(実際はしまの大屋子級の知行高一〇石と同額の一〇石なので与人への知行宛行と同じ待遇であった)を給付することにより、他に先立って特別な待遇を囿ろうとしたのである。為転には、知行目録は残らないが、実際は、後述のごとく、間切首里大屋子格の惣役人として知行二〇石が給付された(山畑家隠居跡所伝本「笠利氏家譜」巻一。後述の①参照)。慶長十八年八月から九月にかけての時期、島津家は、奄美諸島の間切役人に扶持米や役料を給付することを考えていたが、実際は次に掲げる九月二十四日・二十五日付の知行目録に見られるように、知行宛行が行わ

れるようになった。したがって、慶長十八年八月十一日に定めた役人扶持方定は実施されなかったのである。

### 3 現存する慶長十八年知行目録

次に、慶長十八年九月二十四日・二十五日の発給日の奄美諸島の知行目録を通覧してみよう(表2参照)。

③慶長十八年九月二十四日焼内間切めさし思樽金知行目録(写)(「系図文書写 永代家伝記」、和家文書)

知行目録

大嶋焼内間切之内

高五石

右知行之事、於其地、別而依被召仕、被充行畢、出坪別紙二有、

弥抽御奉公者、可有御恩賞旨、所被仰出也、仍目録如件、

伊勢兵部少輔

慶長十八年九月廿四日

貞昌印

三原諸右衛門

重種印

焼内間切

(知行目録)  
めさし

〔伊地知五兵衛添状写〕

比本書之儀、依訴訟ニ、(同様取次)中原伊兵衛殿へ御取次ニ而、差上至候間、

写如此ニ候、以上

大島先代官

伊地知五兵衛印

元禄九年子九月十八日

屋喜内

福喜内間切大和源方字人  
川地

重種内東間切度邊方字人  
佐渡知  
重種家の實格

④慶長十八年九月二十四日大島西間切惣役人知行目録（松岡家文書）

（首二行・尾二行欠の正文と全文を伝える写本あり。正文の欠失部は写本により補う）

知行目録

大嶋西間切之内

高式拾石

右知行之事、於其地、別而依被召仕、被充行畢、出坪有別紙、

弥抽御奉公者、可有御恩賞之旨、所被 仰出也、仍目録如件、

伊勢兵部少輔

慶長十八年九月廿四日

貞昌印

三原諸右衛門

重種印

（大島瀬内西間切）  
西間切

惣役人

⑤慶長十八年九月二十四日鬼界島与人某知行目録（写）〔旧記雜録〕

後編卷六十八）

家久公御譜中

正文、在琉球国内鬼界島荒木本横日浦治、

知行目録

鬼界嶋之内

高拾石

右知行之事、於其地、別而依被召仕、被充行畢、出坪有別紙、弥抽御奉公者、可有御恩賞旨、所被 仰出也、仍目録如件、

三原諸右衛門

慶長十八年九月廿四日 重種印

伊勢兵部少輔

貞昌印

鬼界嶋之  
よひと

⑥慶長十八年九月二十四日鬼界島与人某知行目録（喜界文書。大阪古

典会創立百周年記念古典籍下見展観大入礼会（二〇〇二年五月二十五

日）出陳品。会場での筆写による）

知行目録

鬼界嶋之内

高拾石

右知行之事、於其地、別而依被召仕、被充行畢、出坪有別紙、弥

抽御奉公者、可有御恩賞之旨、所被 仰出也、仍目録如件、

三原諸右衛門

慶長十八年九月廿四日 重種印

伊勢兵部少輔

貞昌印

鬼界嶋之  
よひと

（三原重種印は方二種、伊勢貞昌印は方一・五種）

⑦慶長十八年九月二十四日鬼界島目指某知行目録（喜界文書。〔大阪

古典会創立百周年記念古典籍善本展観図録〕大阪古典会、二〇〇二年

五月

知行目録

鬼界嶋之内

高五石

右知行之事、於其地、別而依被召仕、被充行畢、田坪字有別紙、弥  
抽御奉公者、可有御恩賞之旨、所被仰出也、仍目録如件、

三原諸右衛門

慶長十八年九月廿四日 重種（重印）

伊勢兵部少輔

貞昌（重印）

鬼界  
めさし

（縦三三・七糎、横五二・〇糎）

⑧慶長十八年九月二十四日鬼界島与人某知行目録（泉家文書）

知行目録

鬼界嶋之内

高拾石

右知行之事、於其地、別而依被召組、（重印）被充行畢、田坪字、有別紙、  
弥抽御奉公者、可有御恩賞之旨、所被仰出也、仍目録如件、

伊勢兵部少輔

貞昌印

慶長十八年九月廿四日

三原諸右衛門

重〇

きかひ

よひと

⑨慶長十八年九月二十五日永良部島与人次郎かね知行目録（写）（要  
家文書）

□□□□（この行の前にさらに一行欠）

高拾石

右知行之事、於其地、別而依被召仕、（重印）完行畢、田坪字有別紙、□抽  
御奉公者、可有御恩賞之旨、所被 仰出也、仍目録如件、

伊勢兵部少輔

慶長十八年九月廿五日 貞昌印

三原諸右衛門尉

重利印

本書二不明  
種敷

永良部之嶋

（次郎かね）  
よひと

慶長十八年知行目録には、惣役人、与人（よひと）、目指（めさし）

に宛てたものが残されている。「徳之嶋面縄院家蔵前録帳」には、多少の  
混乱があるが、「同十五年与里御蔵入二相成候以後迄迄、諸役人之数者、  
琉球時代不相替被召立置、（中略）大親役江御知行式拾石、御切米五石、

用人役江御知行拾石、御切米式石、目指役御知行五石、筆子・掟役江茂  
御役断拜領被仰付、御切米式石被成下頂戴仕候、同十八年、伊勢兵部少  
輔殿、三原諸右衛門尉殿、且亦蒲地備中守殿并税所弥右衛門尉殿御判物  
知行御目録、道之島江被仰渡頂戴仕候」とあり、同様のことは、享保六

年（一七二二）四月十三日大島与人并諸役人服装由緒書（「田畑佐文仁  
目録及大島与人并諸役人服装由緒書」）に「大親役江御知行式拾石、与



人役江御知行拾石、目指役江御知行五石、筆子・掟役江も御役料被仰付候、慶長十八年、伊勢兵部少輔様・三原諸右衛門様御判物之御知行御目録頂戴仕候、其後、大親役江御知行式拾石、御切米五石、与人役江御知行拾石、御切米式石、筆子役江御切米式石、被成下候、元私九年、税所弥右衛門様、蒲地備中守様御印形之御書付所持仕候」と記される。

これらによれば、慶長十八年の知行制は、つぎのような給付であったことがわかる。

惣役人	知行二〇石	切米五石
与人	知行一〇石	切米二石
目指	知行五石	
筆子・掟		切米二石

知行宛行は、実際の知行地を与えるのではなく、従来の土地領有を継続して認め、島津家の身分制度の中に琉球国の間切役人を編成するための施策であった。のち、元和九年（一六二三）閏八月二十五日大島置目により、知行制が廃止された際に、「おほや」（大親。間切惣役人）が廃止され、一間切に与人三人と筆子一人、一村に掟一人が置かれ、与人に切米五石、筆子に切米一石、掟に切米一石が与えられた。知行目録に記されない切米については、慶長十八年に本当に支給されたのかどうか疑問が残るが、元和九年の切米制度とも異なるので、慶長十八年の知行制度に伴い給付されたものと考えておきたい。

慶長十八年の奄美諸島の間切役人に下された知行目録については、この時期の藩内に発給された知行目録（『旧記雑録』巻六十八、慶長十八年五月二十四日岩下藤七兵衛知行目録など）と比較して、その特徴が指摘されている（弓削政己、二〇〇〇、一七七頁）。弓削の指摘を参照し

て、あらためて特徴を要約すれば、次の如くである。

奄美諸島の慶長十八年知行目録の特徴の第一は、知行目録と称しながら、「田坪字有別紙」として知行の所在地を記さないことである。特徴の第二は、知行高が「式拾石」、「拾石」または「五石」の如く端数がなく、検地などによる実測の高ではなく、惣役人、与人と目指の職に応じた定額となっていることである。特徴の第三は、「別而依被、召仕」と役目への任命の代償としての知行であることが明示され、また「弥抽御奉公、可有御恩賞」と忠節に励むことが命じられ、初めて島津家に臣従した者への知行宛行であることが記されていることである。

#### 4 知行目録の受領者

③の焼内間切日指知行目録は、「宇宿大親家譜系図」の四世屋喜内目指思樽金の段に、「慶長拾八年賞賜俸米並知行五石、其時、三原諸右衛門様、伊勢兵部少輔様御印形之御目録、至今尚有蔵存也」とあり、受領者が思樽金であったことがわかる。

④の受給者の西間切惣役人は、琉球国の間切役人としては瀬戸内西間切首里大屋子にあたるが、人物名は不詳である。芝家の福留は、実久大屋子として与人の知行を宛行われているので、当たらない（「与与世戸見一流系図」）。

⑥鬼界島与人某知行目録と⑦鬼界島目指某知行目録は、新出の喜界文書六点のうちのものである。喜界文書は、大阪古典会創立百周年記念古典籍下見展観大入礼会での実見によれば、次の六点からなる。

1 万曆三十一年（一六〇三）十月十七日鬼界島荒木間切荒木日指辞令書（図録に写真なし。会場での筆写による）

志よ□の御ミ事

き、やのあらきまきりの

□□□めさしハ

一人□くつくのおきてに

たまわり申候

志よ里よりてくつくのおきての方へまいる

(紙縦目)

萬曆三十一年十月十七日

(紙面断裂し台紙に貼り込み。台紙、縦三三・二糎、横五〇・三糎。

「首里之印」二顆)

2 万曆三十四年(一六〇六)十一月二十八日鬼界島荒木間切手久津

久大屋子辞令書(図録に写真あり)

志よ里の御ミ事

き、やのあらきまきりの

てくつくの大やこハ

一人あらきめさしに

たまわり申候

志よ里よりあらきめさしの方へまいる

萬曆三十四年十一月廿八日

(縦三三・七糎、横五二・〇cm。「首里之印」二顆)

3 慶長十八年九月二十四日鬼界島与人某知行目録(前掲)

4 慶長十八年九月二十四日鬼界島目指某知行目録(前掲)

5 寛永八年(一六三一)九月二十三日達(図録に半分の写真あり

会場で筆写)

鬼界嶋大あむ役之儀、当分持候人者、代々筋目有無之由、今度被

聞食通、本筋目之者を相糺、役可持遣よし、被仰出候、左候へ

者、荒木間切てくつく/用人女房本筋目之故、琉球 王位様/御朱

印并かはら之宝珠有之頂/戴仕、差出候三付、此度てくつく女房へ

/大あむ役被仰付候、此等之旨、鬼界嶋/中男女可承届者也、

寛永八年<sup>辛未</sup>九月廿三日最上土佐守(花押)(丸印)

鬼界嶋

役人中

(縦三三・五糎、横五一・〇糎)

6 享保十三年(一七二八)申七月十六日喜界島代官町田孫七申渡状

(六間切与人・横目宛)(長文の故に会場で筆写できず。東大あむ

役の相続の件)

これらの六本の文書は、台紙に貼り込まれて成巻されている。これらの六通の文書は、荒木間切の与人級のある家に伝えられたものと考えられる。喜界文書のうち、万曆三十一年と万曆三十四年の辞令書については、高良倉吉の考証がある(高良、二〇〇四、五〇頁)。また、橋本雄は辞令書の写真を掲げて、六点を紹介している(橋本、二〇〇五、二〇二一、二二三頁)

ここで注目したいのは、二通の辞令書と二通の知行目録の受領者の関係である。万曆三十一年辞令書は、鬼界島荒木間切手久津久掟を荒木間切荒木目指に任命するものである。荒木は荒木間切の主目、手久津久は荒木に隣接するしまである。万曆三十四年辞令書は、万曆三十一年に任命された荒木目指を、手久津久大屋子に遷任させたものである。慶長十八年知行目録の鬼界島与人は、間切の下のしまの大屋子であるから、万曆三十四年に任命された荒木間切手久津久大屋子その人である。した

がって、慶長十八年知行目録の鬼界島目指は、手久津久大屋子の親族、おそらくその男である。寛永八年達は、「荒木間切てくつく用人女房」を喜界島大あむに任命することを家老座から通達した文書である。この荒木間切手久津久与人が、慶長十八年知行目録の与人その者か、与人の跡を継いだその親族（おそらく男）で慶長十八年には目指であった者であろう。<sup>（前注）</sup>このように、慶長十八年の知行宛行は、琉球国統治時代の間切役人を、役職は惣役人・与人・目指と筆子・掟に再編しながらも、ほぼ残し、統治に利用する施策であったことがわかる。なお、⑤と⑥は、同じく喜界島与人宛であり、⑤は荒木間切横目浦治の差出した写を転写したものであり（正文は「在琉球国内鬼界島荒木本横目浦治」とある）、⑥は荒木間切の与人級の家の文書で正文あるから、⑥が正文、⑤のもとなつたのが⑥の写本であることになる。

⑧の辞令号は勝一統の泉家（竹内、一九六九、一一一頁）のものをアチックミュージアムが探訪したものである（『アチックミュージアム彙報』四一、喜界島調査資料第二、一九三九年）。泉家の祖のものと考えられるが、本稿では受領者を同定できなかった。

⑨は、沖永良部島知名町下城の要家文書（先田光演、一九七九）として伝えられたものである。受領者の永良部之嶋よひとは、要家文書の元禄十一年（一六九八）生城子孫書付に「直シ城之大屋わらへ名次郎かね」とされ、同文書の分家書付に「三嶋大親子」とされる次郎かねである。沖永良部島の中央に位置する内城は永良部世之主の居城と伝えられ、その東南に続く曲輪が直シ城であった。慶長十四年に島津軍に降伏した永良部之主（石上、二〇〇三、四八二頁）は、一時、徳之島も差引した三島大親子であったが、童名思鎌戸であり（表1参照）、次郎

かねとは別人である。次郎かねが三島大親子を称しているのは、直シ城を称していることから考えて、思鎌戸の子であったためである可能性が考えられる。なお、次郎かねの知行は与人級の一〇石であり、彼のほかに知行二〇石を宛行われた「永良部之嶋惣役人」がいたと推測される。

慶長十八年九月に大量に発給された知行目録は、慶長十五年十月に大島へ渡った黒葛原吉左衛門・宇田小左衛門からの間切役人の調査の報告に基づいている。そして、これらの知行目録を齎したのは、慶長十八年に奉行として笠利の仮屋に赴任した法元仁右衛門である（『大島代官記』）。法元仁右衛門の大島への渡航は、知行目録が九月二十四・二十五日の発給なので、慶長十八年十月の頃であったと考えられる。当時は、五島を大島奉行が統治していたので、また徳之島・沖永良部島・与論島には奉行が派遣されていなかったもので、喜界島や沖永良部島の辞令書も法元仁右衛門により齎されたものと考えられる。

#### 5 系図中に記される慶長十八年の知行宛行

前項までに、笠利氏の為有の知行目録のことが「笠利氏家譜」に、宇宿大親家の思樽金の知行目録のことが「宇宿大親家譜系図」に、それぞれ記載されていること紹介した。次には、系図中のみ知行目録受領の記録が残る例を紹介する（松下志朗、一九八三、三六頁、参照）。

#### ⑩ 「嬉姓喜志統親方系譜」

系図には、喜志統親方を祖とする笠利間切の喜志統親方家の第六代宇宿与人思太良肥について、「慶長十八年九月二十五日伊勢兵部少輔貞昌・三原諸右衛門金種<sup>（前注）</sup>両国老御判物証書、従古来以筋自由緒、任宇宿与人役職、知行二十石役料米十石下賜」とあるが、当時、思太良肥は「宇

宿与人」の称から笠利間切宇宿大屋子であったと考えられること、笠利間切首里大屋子は笠利氏の為転であったことから、「知行二十石役料米十石」の記載には不正確なところがあると思われる（実際は、知行十石、切米二石であったと考えられる）。しかしながら、思太良肥が、慶長十八年九月二十五日付けの知行目録を下賜されたことは事実である。

⑪「笠利氏家譜」（田畑家隠居跡所伝本）

大島名瀬間切首里大屋子として大島に渡ってきたことのある為春（号、佐仁）を祖とする笠利氏の五代為転は、万曆十六年（一五八八）五月二十七日に瀬戸内東間切首里大屋子に任命されたあと、笠利間切首里大屋子に遷任し、慶長十八年に笠利間切惣役人として役人扶持方定を与えられたことはすでに紹介した。為転は、「笠利氏家譜」には、慶長十五年の後のこととして「為御加増知行式拾石、為転拝領之」とあり、慶長十八年に知行目録を給され惣役人としての二〇石の知行を与えられたことが知られる。

⑫「元家系図」

大島屋喜内間切宇検村須古の元家の二代思樽金は、「元家系図」に「慶長十八稔御扶持米とシテ知行拾石拝領仕候、三原諸右衛門様 伊勢兵部様□□下候、御下船御目録、爾今、所持仕申候」と記されており、慶長十八年に知行目録を下されたことがわかる。知行は一〇石なので、もと焼内間切のしまの大屋子であったことがわかる。なお、元家は、宝永四年の文書・系図の記録所への差出の際に、慶長十八年知行目録を提出している（石上、一九九八、六一九頁）。

⑬「屋宮家自家正統系図」

大島屋喜内間切名柄の屋宮家は、琉球から瀬戸内東間切諸鈍に渡って

来た摩文仁親方を祖すると伝える一族で、東間切首里大屋子を相承したと称する。八摩喜大親については、「從倭、数代為東間切総頭旨、達上聞、到鹿府、初謁見、忝任東間切大親職、知行二十石、以三原金種・伊勢貞昌両老之証書拝領之」とあり、鹿兒島への上国・謁見について不詳であるが、慶長十八年に東間切首里大屋子の職に基づいて、東間切惣役人として二〇石の知行を与えられたことがわかる。

⑭「与与世戸見一流系図」

「与与世戸見一流系図」は瀬戸内西間切篠川を本拠とする芝家の系図で、その四世留留について、「承継家統、勤実久大親職、因慶長十八年薩侯大夫三原諸右衛門重種・伊勢兵部少輔貞昌下賜食禄印章、禄目在至別楮今筭藏焉」と記されるので、慶長十八年に瀬戸内西間切実久大屋子の職により与人の知行を与えられたことがわかる。

⑮「金樽一流系図」（同）

喜界島西目間切首里大屋子宇呂金多羅を祖とする郡家（喜界町坂嶺）の二代金樽は、「慶長十八年、頂戴与人知行御目録、而勤務数年也」とあるので、慶長十八年知行目録を賜り、おそらく西目間切与人の知行を得たのであろう。

これらのほか、慶長十八年とは明記されていないが、知行を給付されたことを系図に記す例がある。

⑯「前里家家譜」

大島屋喜内間切恩勝の真手金は、慶長十五年の琉球渡海島津軍の進攻に抵抗して降伏した焼内間切首里大屋子茂手樽（石上、二〇〇二、四七三頁）の子とされている。系図には、「屋喜内間切崎原与人役相勤申候 処二、右時代大島御元御支配被仰付、其時、為御代官法元仁右衛門様、

被遊御下島、大島中道垂御竿案内看仕被仰附相勤申候、右与人目錄頂戴仕候得共、紛失仕、<sup>〔元〕</sup>木今承知不仕候」とある。法元仁右衛門は、慶長十八年十月頃に知行目錄を大島に齎したので、法元仁右衛門から頂戴したとする目錄は、慶長十八年九月の与人知行目錄である。

⑬ 「喜界島大蛇良一流系図」

「喜界島大蛇良一流系図」は喜界島志戸桶間切首里大屋子伊次良金の曾孫であり志戸桶間切預瀬戸役であった金波多羅について、慶長十四年の琉球の降伏のち「自爾以来、喜界・大島・徳・永良部之四島、共為薩州之有土、止預瀬戸、為与人役、金波多羅勤与人役」と記す。「預瀬戸」は、「此役者、為専監田地、主万雑公事之任職」と注記があり、間切の役人の勢頭である（あるいは、ヨヒトのことであるかもしれない）。金波多羅は、慶長十八年に志戸桶間切の与人となったことが知られる。

⑭ 「基家系図」「東家系図」

与論島の基家と東家は、琉球の又吉大主の子の花城与論主を祖とする。その孫屋口与論主（名不詳）について、「此代ヨリ、薩摩御蔵入二被召成候、琉球国司<sup>〔高皇〕</sup>八午タカ末ニテ候、守護中納言家久公御代ニテ候、与論主トシテ、御知行式拾石、切米拾石拝領仕候」〔基家系図〕。「東家系図」ほぼ同文とある。元和二年（一六一六）には、慶長十六年に一度同島の渡ったことのある相良勘解由頼豊が徳之島代官に派遣され、沖永良部島・与論島も統治することになった（「徳之島前録帳」）。与論島での知行宛行は元和二年に行われた可能性もある。屋口与論主に切米一〇石が給付されたというのは正しくないが（正しくは切米五石）、与論主として惣役人にあたる知行二〇石を給されたことが推測される。

6 元和六年の知行宛行

「屋宮家自家正統系図」では、八摩喜大親の弟の清渡知大親について、「与人共被召出、任東間切与人役、為役料米十石拝領、兄八摩喜病死、無子孫、継兄之家督、上鹿府、任東間切首里<sup>〔東間切惣役人〕</sup>大親職、初遂謁見、為役料米二十石、切米五石、元和六年、以蒲地備中守・税所弥右衛門両老証書拝領之」と記録する。これによると、清渡知は、慶長十八年に兄八摩喜が東間切惣役人の知行を与えられたとき、同時に東間切与人として一〇石の知行を与えられ、兄の病死後、鹿見島に上国して「東間切首里大親職」すなわち東間切惣役人の知行を元和六年（一六二〇）に与えられたということである。元和六年証書に蒲地備中守、税所弥右衛門の署名があったとするが、両名は国老ではなく、慶長十八年知行目録とは異なる形式・格式のものであったと思われる。前に掲げた如く、「徳之島前録帳」と「大島与人并諸役人服装由緒書」に、蒲地備中守・税所弥右衛門尉の「御判物御知行」目録あるいは「御印形之御書付」が両島内にあることが記されているが、清渡知の元私六年証書が、その実例になる。これらの系図に残る知行宛行の記録は、文書として残る知行目録を基準として、それらの信憑性を検討することができるのである。

結語

島津家は、慶長十四年に奄美諸島を制圧し慶長十六年に琉球国から切り離して島津家領としたのち、慶長十八年に、さらに元和六年にかけて、琉球国統治期からの在地の間切役人を惣役人・与人・目指と筆子・掟に再編し知行や切米を与えることで間切としまの行政区分を継続させ、奄美諸島の支配を安定化することを試みた。ただし、間切役人の身分を整

理する過程で、従来の間切役人の選別と差異化が行われ、琉球国統治期の間切役人の再編が行われた可能性がある。そして、笠利氏の為転の次男為季を鹿児島に質にとったように、有力な間切役人の島津家への服属を強化することも行った。

一方、笠利間切の為転とその嫡男為有に荒木間切の惣役人と与人の知行を与え、喜界島荒木間切の二通の知行目録(⑥⑦)のように親族(多分、父子)に与人と目指の知行を与えたように、琉球国統治期からの在地の有力な一族の間切支配を認めることも行った。

このように、間切役人を五職に再編成し、知行目録の下賜を通じて島津家のもとに掌握しなおすとともに、当面の間切統治の継続を容易にするために琉球国統治期からの間切役人層をそのまま新たな編成の間切役人に任命したのである。慶長十四年の制庄から元和九年大島置目の制定に至る過程は、間切統治を在地勢力の登用で継続し新たな支配体制を用意するための準備過程であった。ただし、この時期の収入や唐物貿易における道之島の統治策(松下、一九八三、四〇～四三頁)については、本稿では論及することができなかった。

慶長十八年の知行宛行ののち、薩摩藩の元和検地に際し、元和七年(一六二一)に道之島竿奉行鯨島孝左衛門が派遣され、道之島検地が実施された。そして、元和九年(一六二三)閏八月二十五日に大島置目が布達され、琉球国の間切体制を引き継いでいた統治体制を、間切役人の知行制を廃止することにより、薩摩藩による直接的な支配体制に転換させることが試みられる。大島置目は、従来から注目されているが、実は諸本校合による本文校訂も行われていない。筆者は、二〇〇四年一月の黎明館での講演「十七世紀における奄美諸島社会の変容」において、慶

長十八年知行目録の集成・整理とあわせて、大島置目の校訂を試みた。本稿はすでに与えられた分量も超えたので、慶長十八年知行宛行体制から、元和検地を経て、元和九年大島置目を施行し、さらに元禄四年の与人上国制実施に至る過程については、別稿にて考察することにした。

#### 【注】

(一) 薩摩藩では元禄七年(一六九四)から記録所による諸家系図吟味再撰が始まり、家臣からの系図・文書の記録所への差出しが行われていた(林、二〇〇二、一一頁)。大島の屋喜内間切の佐渡知(元禄四年上国与人。宇宿大親家)、瀬戸内東間切の東大屋子家、笠利間切の為寿(笠利氏。号、佐郁。元禄五年上国与人)らも元禄八年に、帰国する前大島代官伊地知五兵衛(伊地知五兵衛は、「諸家系図集」巻一・平姓秩父氏略系図)、『鹿児島県史料』旧記雑録拾遺・伊地知季安著作史料集三、鹿児島県、二〇〇一年)に見える伊地知季随二男正貞流の重勝である。)に、自家の文書等を訴訟(系図・文書による家格や系譜等の審理)の証拠として差出すために託した。伊地知五兵衛は、元禄八年六月二日に東大屋子家より訴訟のために辞令書・知行目録等(原本あるいは写し)を預かり(松岡家文書。石上、二〇〇〇、六二七、六三九～六四〇頁)、同年六月三日には為寿から役米宛行状等を預かり、鹿児島に持ち登るに際して預状を作成している(山畑勇弘、一九六一、五〇頁。本文掲載の①②附の文書)。伊地知五兵衛の大島から鹿児島への帰国は元禄八年六月三日以降のことである。

嘉靖八年(一五二九)九月十六日大島笠利間切宇宿大屋子辞令書(写)は、元禄四年上国与人(上国の当時は笠利間切笠利与人)となつ

た東間切度連与人佐渡知（「宇宿大親家譜系図」）が、元禄八年に帰国する先大島代官伊地知五兵衛に訴訟のために託した辞令書・知行日録・大島置目（写本または原本）について、のちに作成された「系図文書写永代家伝記」に収載された写である。なお、年貢貢納による上国ではない、御目見得のための四島（喜界島・大島・徳之島・沖永良部島）与人上国は、元禄四年（一六九二）に始まったものである（「大島代官記」、**「大島要文集」**）。

伊地知五兵衛が、佐渡知差出しの文書を国遣座取次中原伊兵衛に差出す際に写が作成されていた。国遣座に提出された文書は、記録所に収納された。その後、元禄九年（一六九六）四月二十三日に鹿兒島の大火により鶴丸城本丸の記録所が類焼した。この際に、家臣から記録所に提出されていた多数の文書が焼失した。佐渡知の提出した文書（写本または原本）も、この時に焼失した。焼失の直後から、提出されていた文書の控えとして作成された写しや、家臣のもとに残されていた写しなどに、提出された正文（古写の写本も含む）に準ずるものとして、家老座や記録所奉行などが証判を加えることが行われた（鹿兒島県資料センター黎明館企画展「系図が語る鹿兒島の歴史」（二〇〇三年二月～二〇〇四年四月）展示解説。出陳品の元禄十年正月二十五日島津久達奥書（菱刈氏古文書写）・元禄十年正月二十五日記録所奉行田中五右衛門国明添状（曾木文書）などによる）。

伊地知五兵衛は、佐渡知が差出した文書の控えとして作成されていた各文書の写に、それぞれ元禄九年九月十八日添状（「系図文書写 永代家伝記」所収）を添付し、佐渡知に送った。先大島代官伊地知五兵衛による文書の写しについての効力の証明の添状は、家老座や記録所奉行に

よる、文書の写しの効力を証する証判あるいは添状よりは格の低いものであったが、効力は同じであった。

佐渡知またはその子孫が、国遣座に差出した文書の写と伊地知五兵衛の添状を写し込んで編纂したのが「系図文書写 永代家伝記」である。

したがって、嘉靖八年辞令書の現存本は、原本（国遣座・記録所に差出されたもの）の写し（伊地知五兵衛のもとで作成しのち添状を添付）の写し（「系図文書写 永代家伝記」収録本）、または写本（原本は佐渡知の手元に残され、国遣座に写本が差出された場合）の写しの写しである。

(2) 「笠利氏家譜」（嫡家本）（田畑勇弘、一九六二、六七、参照）については、鹿兒島短期大学南日本文化研究所の奄美諸島学術調査による一九九八年度の龍郷町調査の際に、郷土研究家の笠利虎義氏に教示を受けた。原本は未見である。

(3) 喜界文島は、国所有（文化庁保管）となっている（橋本雄、二〇〇五）。

#### 【史料出典一覧】

「泉家文書」 『日本常民生活資料叢書』二四、三二書房、一九七三年  
「宇宿大親家譜系図」（和家文書） 『奄美大島諸家系譜集』、国書刊行会、一九八〇年

「大島要文集」『奄美史料』二一、鹿兒島県立図書館奄美分館、一九七一年

「大島代官記」 福岡大学研究所編『道之島代官記集成』福岡大学研究所資料叢書一、一九六九年

「屋宮家自家正統系図」 宇検村中央公民館所蔵複写本。自家出版、

一九八二年。

「笠利氏家譜」(嫡家本) 笠利水也氏の教示による。

「笠利氏家譜」(田畑家隠居跡所伝本) 『奄美大島諸家系譜集』

「要家文書」もと沖永良部島知名町上城所在。先田光演「沖永良部

島・要家文書について」『奄美郷土研究会報』二四号、一九八四年二月。

「知名町誌」、知名町、一九八二年、二一五～二一六頁。

「嬉姓喜志統親方系譜」『奄美大島諸家系譜集』

「喜安日記」琉球大学附属図書館所蔵伊波普猷文庫本(嘉慶二十五年

書写本)。「那覇市史」資料篇1巻2、那覇市企画部市史編集室編、那

覇市役所、一九七〇年。

「喜界島大蛇良一流系図」奄美博物館所蔵複写本

「旧記雜録」後編卷六十三～六十八 『鹿兒島県史料』旧記雜録後編四、

鹿兒島県歴史資料センター黎明館、一九八四年

「金樽一流系図」『奄美大島諸家系譜集』

「系図文書写 永代家伝記」和家文書(もと大島大和村大和浜所在)

山下文武氏手写本

「御当国御高並諸上納里積記」『那覇市史』資料篇1巻2、一九七〇

年。

「薩隈日田賦雜徴」『近世地方経済史料』一、吉川弘文館、一九三二

年。

「田畑佐文仁目録及大島与人并諸役人服装由緒書」鹿兒島県立図書館

奄美分館所蔵名瀬市史編纂資料

「中山世譜」(蔡鐸本) 沖繩県立図書館所蔵。影印本、沖繩県教育委

員会、一九七三年。

「中山世譜」附卷 『琉球史料叢書』五、一九四一年。

「徳之島面繩院家蔵前録帳」『道之島代官記集成』

「南聘紀考」(伊地知季安撰) 東京大学史料編纂所所蔵島津家本(島津

家編輯所本)

「前里家系譜」『奄美大島諸家系譜集』

「松岡家文書」奄美博物館所蔵名瀬市史編纂委員会資料所収複写本

「元家系図」『奄美大島諸家系譜集』

「基家系図」『東家系図』『与論町誌』、一九八八年

「与与世戸見一流系図」『奄美大島諸家系譜集』

「琉球産業制度資料」『近世地方経済史料』九・一〇、吉川弘文館、

一九九二年

「琉球渡海日々記」鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里島津家本。鹿兒島

県立図書館所蔵玉里島津家本写本。玉里本は、『那覇市史』資料篇1巻

2に翻刻

### 【文献一覧】

石上 英一「奄美群島編年史料集稿」一、八、『南日本文化』二二・二二

三・二四・二六・二七・二八・三〇・三二号、鹿兒島短期大学

附属南日本文化研究所、一九九〇・九一・九二・九三・九四・

九五・九七・九八年

「古奄美諸島社会史料研究の予備的考察」『日本古代の国家と

村落』塙書房、一九九八年

「古奄美社会研究の視角」『国文学』解釈と教材の研究』四四

巻一、一九九九年九月



「琉球の奄美諸島統治の諸段階」『歴史評論』六〇三号、二〇〇〇年六月)

「古奄美諸島社会の一七世紀における近世的編成の前提―慶長十四く十六年の奄美諸島支配―」『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年

先田 光演「沖永良部島・要家文書について」『徳之島郷土研究会報』二四号、一九八四年

高良 倉吉「奄美喜界島の古琉球辞令書について」『日本東洋文化論集』琉球大学法文学部紀要一〇号、二〇〇四年三月

竹内 讓「喜界島の民俗」、黒潮文化会、一九六九年

田畑勇弘「笠利氏家譜」の解説―仰土研究資料の一端として―『奄美郷土研究会報』三号、一九六一年

「笠利氏家譜」『奄美郷土研究会報』四・五・八・九号、一九六二・六三・六七年

橋本 雄「中世の喜界島・南西諸島・環シナ海世界」『古代・中世のキ

カイガシマ』喜界島研究シンポジウム資料集、喜界島郷土研究会・九州国立博物館誘致推進本部、二〇〇五年三月

林 匡「薩摩藩記録所寸考(二)―伊地知重張の徳之島史料調査―」『黎明館調査研究報告』一五集、二〇〇二年三月

松下 志朗「近世奄美の支配と社会」、第一書房、一九八三年  
東恩納寛惇「黎明期の海外交通史」(初出、一九四一年)『東恩納寛惇全

集』三、第一書房、一九七九年

弓削 政己「王国からの分離」『喜界町誌』第五章第一節三、喜界町、

二〇〇〇年

和田久徳・高瀬恭子・内田晶子・真喜志瑤子「李朝実録の琉球国史料(訳注)三」『南島史学』三七号、一九九一年六月

【補注】橋本雄氏の御教示によれば、喜界島文書は『喜界島の民俗』(竹内讓、一九六九)の紹介する勝一統との関わりが深いとのことである。勝一統の勝原家系図(竹内、一九六九、二一〇頁)は未見であるが、「金多羅Ⅱ手久津久大役、一六〇六年ごろの人」とあり、万曆三十四年荒木間切手久津久大屋子辞令書の手久津久大屋子が金多羅であることがわかる。したがって、慶長十八年知行目録のよひとが金多羅、めさしがその一族の者となる。喜界文書については、橋本氏の研究と、同じくこの文書を追究されている児玉永伯氏の研究により、詳しい結果が示されることを期待している。

#### 謝辞

本稿に関わる史料調査については、名瀬市奄美博物館及び同館員久仲博氏、高梨修氏、奄美郷土研究者の山下文武氏、児玉永伯氏、弓削政己氏より多くの御教示を受けることができた。また、島津家・薩摩藩史料については、鹿児島県歴史資料センター黎明館調査史料室の徳永和喜氏・林匡氏より御教示をえた。本稿は、二〇〇四年一月二四日黎明館講演会での講演「一七世紀における奄美諸島社会の変容」の一部にもとづいている。日本古代史を専攻する筆者に、このような近世初頭期についての研究の発表の機会を与えられた黎明館に誠意を表す。

表1 琉球国統治期の間切役人

事例はおおむね東北から西南の地域順に配列した。

西暦	史料名	史料群	人名	島	間切	間切			しま					
						首里 大屋子	勢頭	筆子	大屋子	目指	里主	掟	筆子	居番
辞令書等														
1554	嘉靖33年8月29日 志戸桶間切大城大 屋子辞令書	孝野家文書	思徳(さわか)	喜界島									さわの おきて *	
1554	嘉靖33年8月29日 志戸桶間切大城大 屋子辞令書	孝野家文書	思徳(さわか)	喜界島	志戸桶				き、や のしと まの おけり のす 大く の 大やこ					
1603	万曆31年10月17日 鬼界荒木間荒木目 指辞令書	喜界文書		鬼界島	荒木								てくつ くのお きて*	
1603	万曆31年10月17日 鬼界荒木間荒木目 指辞令書	喜界文書		鬼界島	荒木				き、や のあ らき の□ □□ の めさし					
1605	万曆33年11月28日 鬼界荒木間切手久 津久大屋子辞令書	喜界文書		鬼界島	荒木				あ らき し *					
1605	万曆33年11月28日 鬼界荒木間切手久 津久大屋子辞令書	喜界文書		鬼界島	荒木				き、や のあ らき のま きて てく つ く の 大や こ					
1613	慶長18年8月11日 役人扶持方定	笠利氏家譜	為転(佐文)	大島	笠利	笠里間 切惣役 人								
1613	慶長18年9月11日 役米宛行状	笠利氏家譜	為有(佐宣)	大島	笠利				赤嶺乃 与人					
1529 以前	嘉靖8年12月25日 笠利間切宇宿大屋 子辞令書	和家文書	ちやくもい の父(保元 金)	大島	笠利	志よ 里の 大や こ*								
1529	嘉靖8年12月25日 笠利間切宇宿大屋 子辞令書	和家文書	ちやくもい	大島	笠利				うすく の大や こ					
1566	嘉靖年間瀬戸内東 間切首里大屋子辞 令書	笠利氏家譜	為明(佐渡富)	大島	笠利		かさり のひか ひと*							
1568	隆慶2年8月24日 笠利間切首里大屋 子辞令書	笠利氏家譜	為明(佐渡富)	大島	笠利				きせ大 やこ*					
1568	隆慶2年8月24日 笠利間切首里大屋 子辞令書	笠利氏家譜	為明(佐渡富)	大島	笠利	かさり の志よ り大や こ								
1588	万曆16年5月27日 瀬戸内東間切首里 大屋子辞令書	笠利氏家譜	為転(佐文)	大島	笠利				うすく の大や こ*					
1579	万曆7年10月1日 名瀬間切首里大屋 子辞令書	松岡家文書	某	大島	名瀬	なせま き里の 志よ りの大 やこ								
1607	万曆35年間6月6日 名瀬間切朝戸掟 辞令書	大熊のろ文 書	いしめもい	大島	名瀬								てこく [てく こ]*	
1607	万曆35年間6月6日 名瀬間切朝戸掟 辞令書	大熊のろ文 書	いしめもい	大島	名瀬								なせま き あ さ き と お き て	

西暦	史料名	史料群	人名	島	間切	間切			しま					
						首里 大屋子	勢頭	筆子	大屋子	日指	里主	掟	筆子	居番
1609	万曆37年2月11日 名瀬間切西里主辞 令書	大熊のろ文 書	いしめもい	大島	名瀬						なせりの まのぬ なきにと さし			
1554	嘉靖33年12月27日 焼内間切名音掟辞 令書	吉久家文書	たらつ	大島	焼内							屋けう ちまの りおん のおき て		みはん *
1556	嘉靖35年8月11日 焼内間切名柄掟辞 令書	吉久家文書	たらつ	大島	焼内							屋けう ちまの りから おきて		
1572	隆慶6年1月18日 焼内間切焼内大屋 子辞令書	和家文書	大樽金	大島	焼内						屋ま はさし *め			
1572	隆慶6年1月18日 焼内間切焼内大屋 子辞令書	和家文書	大樽金	大島	焼内				屋け ちまの りの屋 けう大 やこ					
1572	隆慶6年1月18日 焼内間切崎原日指 辞令書	吉久家文書	たらつ	大島	焼内					屋け ちまの はさ しめ				
1579	万曆7年5月5日 焼内間切部連大屋 子辞令書	和家文書	大樽金	大島	焼内				屋け ちまの りへの 大やこ					
1567 以前	嘉靖年間瀬戸内東 間切首里大屋子辞 令書	笠利氏家譜	為充(佐久瀬)	大島	瀬戸内東	せんと ちまの 志の 里の 大や こ								
1571	隆慶5年6月11日 瀬戸内東間切阿木 名日指辞令書	吉久家文書	たらつ	大島	瀬戸内東					せんと ちまの 志の きあ やし にさ しめ				
1548	嘉靖27年10月28日 瀬戸内西間切西大 屋子辞令書	松岡家文書	某	大島	瀬戸内東	ひかの 志の 里の 大や こ*								
1579	万曆7年10月1日 名瀬間切首里大屋 子辞令書	松岡家文書	某	大島	瀬戸内東	ひかの 志の り大 やこ *								
1588	万曆16年5月27日 瀬戸内東間切首里 大屋子辞令書	笠利氏家譜	為転(佐文)	大島	瀬戸内東	せんと ちまの 志の り大 やこ *								
1548	嘉靖27年10月28日 瀬戸内西間切西大 屋子辞令書	松岡家文書	某	大島	瀬戸内西	せんと ちまの 志の り大 やこ *								
1595	万曆23年9月22日 瀬戸内西間切西掟 辞令書	須古茂文書	いんぼし	大島	瀬戸内西								大さ ち *	

西暦	史料名	史料群	人名	島	間切	間切			しま					
						首里大 屋了	勢頭	筆子	大屋了	目指	里主	掟	筆子	居番
1595	万曆23年9月22日 瀬戸内西間切西掟 辞令書	須古茂文書	いんほし	大島	瀬戸内西							せんと うしまの しりのお きて		
奄美諸島系図等														
1554 以前	孝野家系図(嘉靖 年間)	孝野家文書	真見付	鬼界島	志戸桶	志戸桶 間切シ ヨリ大 役								
1554 以前	孝野家系図(嘉靖 年間)	孝野家文書	屋次羅金	鬼界島	志戸桶	志戸桶 間切シ ヨリ之 大役								
1554 以前	孝野家系図(嘉靖 年間)	孝野家文書	思綱	鬼界島	志戸桶					志戸桶 間切目 指役				
1609 以前	孝野家系図(嘉靖 年間)	孝野家文書	思小羽	鬼界島	志戸桶			志戸桶 間切志 戸桶筆 子役						
1554 以前	孝野家系図(嘉靖 年間)	孝野家文書	某	鬼界島	志戸桶				小野津 与人					
1554 以前	孝野家系図(嘉靖 年間)	孝野家文書	某	鬼界島	志戸桶					小野津 村目指				
1573 以前	孝野家系図(隆慶 年間か)	孝野家文書	思三部	鬼界島	志戸桶				志戸桶 間切大 城与人					
1575 以前	大蛇良一流系図 (万曆3年以前)		伊次良金	鬼界島	志戸桶				志戸桶 村大屋 了					
1575	大蛇良一流系図 (万曆3年)		伊次良金	鬼界島	志戸桶	志戸桶 間切シ ヨリ之 大屋了								
1582 以前	大蛇良一流系図 (万曆10年以前)		思次良金	鬼界島	志戸桶		志戸桶 間切預 瀬戸役							
1582 以降	大蛇良一流系図 (万曆10年以降)		真世知金	鬼界島	志戸桶				志戸桶 村大屋 了					
1609 以前	大蛇良一流系図		金波多羅	鬼界島	志戸桶		志戸桶 間切預 瀬戸役							
1609 以降	金樽一流系図		某	鬼界島	志戸桶				大城与 人					
1582	大蛇良一流系図 (万曆10年)		思次良金	鬼界島	東				東間切 塩道村 大屋了					
1582	真三郎金一統之系 図(万曆10年)		真三郎金	鬼界島	東					嘉鈍村 掟役				
1601	真三郎金一統之系 図(万曆29年)		真三郎金	鬼界島	東					東間切 西口指 役				
1535	新山家系図(嘉靖 14年)		思三部	鬼界島	東				長峯之 大屋了					
1538	新山家系図(嘉靖 17年)		嘉呂樽	鬼界島	東					東間切 目指役				
1566	新山家系図(嘉靖 年間か)		嘉呂樽	鬼界島	東				長峯与 人					
1582 以前	真三郎金一統之系 図(万曆10年以前)		真三郎金	鬼界島	西目			西口間 切大筆 子役						

西暦	史料名	史料群	人名	島	間切	間切			しま					
						首里大 屋子	勢頭	筆子	大屋子	目指	里主	掟	筆子	居番
1535	新山家系図(嘉靖14年以前)		思三部	鬼界島	西目				西目之 大屋子					
1609 以前	金樽一流系図(万曆3年以前)		宇呂金多羅	鬼界島	西目	西目間 切シヨ リノ大 役								
1609 以前	金樽一流系図(万曆36年以前)		前摩戸金	鬼界島	西目	西目間 切与入 役								
1609 以前	勘樽金一流系図(万曆年間)		勘樽金	鬼界島	西目	西目間 切大役								
1609 以前	金樽一流系図(万曆36年以前)		金樽	鬼界島	伊砂	伊砂与 入役								
1551 以前	孝野家系図(嘉靖年間)	孝野家文書	思多羅	鬼界島	湾				湾間切 中里与 入					
1609 以前	勘樽金一流系図(万曆年間)		思語羅志	鬼界島	荒木	荒木大 役								
1609 以前	勘樽金一流系図(万曆年間)		勘樽金	鬼界島	荒木	荒木大 役								
1567 以前	笠利氏家譜(嘉靖年間)		某	大島	笠利				笠利間 切留東 大屋子 司					
1609	笠利氏家譜(万曆年間)		某	大島	笠利					笠利間 切指*				
1588 以前	笠利氏家譜(万曆16年以前)		為吉(佐悦統)	大島	笠利	首里大 屋子職								
1588 以降	笠利氏家譜(万曆16年以降)		為吉(佐宣)	大島	笠利				笠利大 屋子					
1609 以前	笠利氏家譜(万曆年間)		為軀(佐文)	大島	笠利	笠利間 切首里 大屋子								
1522 頃	嬉姓喜志統親方系譜(嘉靖年間初)		喜志統	大島	笠利	笠里間 切首里 大屋子 職								
1561	嬉姓喜志統親方系譜(嘉靖40年)		三摩統	大島	笠利	笠里間 切首里 大屋子								
1567 以前	嬉姓喜志統親方系譜(嘉靖年間末以前)		思德	大島	笠利				笠里間 切喜世 大屋子					
1572	嬉姓喜志統親方系譜(隆慶年間か)		思德	大島	笠利	笠里間 切首里 大屋子								
1572	嬉姓喜志統親方系譜(隆慶年間か)		三摩統(四代)	大島	笠利				喜世大 屋子					
1573	嬉姓喜志統親方系譜(隆慶之末)		三摩統(四代)	大島	笠利	笠里間 切地頭 職								
1595	嬉姓喜志統親方系譜(万曆23年)		垂金	大島	笠利				笠里間 切宇宿 大屋子					
1609 以前	嬉姓喜志統親方系譜(万曆年間)		某	大島	笠利							佐仁村 掟		
1567 以前	笠利氏家譜(嘉靖年間)		為春(佐仁)	大島	名瀬	名瀬間 切首里 大屋子 職								
1572 頃	笠利氏家譜(隆慶2年頃)		某	大島	焼内				屋喜内 間切長 柄村大 屋子職					

西暦	史料名	史料群	人名	島	間切	間切			しま					
						首里大 屋子	勢頭	筆子	大屋子	目指	里主	從	筆子	居番
1609 以前	宇宿大親家譜系図 (万暦37年以前)	和家文書	思樽金	大島	焼内					屋喜内 間切目 指職				
1572	宇宿大親家譜系図 (隆慶6年頃)	和家文書	金城	大島	焼内				大和浜 与人					
1609 以前	前里家家譜(万暦 37年以前)		小葉手	大島	焼内	屋喜内 間切首 大親職								
1609 以前	前里家家譜(万暦 37年以前)		五節目	大島	焼内	屋喜内 間切首 大親職								
1609 以前	前里家家譜(万暦 37年以前)		犬戸	大島	焼内	屋喜内 間切首 大親職								
1609 以前	前里家家譜(万暦 37年以前)		直茂登	大島	焼内	屋喜内 間切首 大親職								
1609 以前	前里家家譜(万暦 37年以前)		恵桂目	大島	焼内	屋喜内 間切首 大親職								
1609 以前	前里家家譜(万暦 37年以前)		真手金	大島	焼内	屋喜内 間切首 大親職								
1609 以前	前里家家譜(万暦 37年以前)		佐喜治	大島	焼内				屋喜内 与人司					
1609 以前	前里家家譜(万暦 37年以前)		茂手樽	大島	焼内	屋喜内 間切大 親職								
1609 以前	元家系図(万暦37 年以前)		思ちやり	大島	焼内					首里之 大目指				
1609 以前	元家系図(万暦37 年以前)		思樽金	大島	焼内					屋喜内 間切見 (目)差				
1609 以前	師玉家系図		金次郎口	大島	瀬戸内東	東界首 里大親 職								
1609 以前	師玉家系図		思京樽	大島	瀬戸内東	東界大 親職								
1609 以前	師玉家系図		満々嘉類	大島	瀬戸内東	東界与 人役								
1566	屋宮家自家正統系 図(嘉靖年間)		摩文仁	大島	瀬戸内東	東大屋 子								
1552	屋宮家自家正統系 図(嘉靖31年)		古謝	大島	瀬戸内東	首里大 親職								
1571	屋宮家自家正統系 図(隆慶5年)		唯知	大島	瀬戸内東	東間切 首里大 親職								
1571 以前	屋宮家自家正統系 図(隆慶5年以前)		富盛	大島	瀬戸内東				東間切 大親職					
1588 以前	屋宮家自家正統系 図(万暦16年以前)		与多里	大島	瀬戸内東				東間切 大親職					
1587 以前	屋宮家自家正統系 図(万暦16年以前)		与多里	大島	瀬戸内東	東間切 首里大 親職								
1609 以前	与与世戸見一流系 図(万暦37年以前)		米阿久	大島	瀬戸内西				西界大 親職					

西暦	史料名	史料群	人名	島	間切	間切			しま					
						首里大屋子	勢頭	筆子	大屋子	目指	里主	掟	筆子	居番
1609以前	與與世戸見一流系図(万暦37年以前)		福留	大島	瀬戸内西				実久大親職					
1609以前	八十八呉良謝佐栄久由緒記・宝満家系図(万暦37年以前)		思太良金	徳之島		当島之主大親役								
1609以前	八十八呉良謝佐栄久由緒記・宝満家系図(万暦37年以前)		思弥戸金	徳之島		当島主大親役								
1609以前	八十八呉良謝佐栄久由緒記・宝満家系図(万暦37年以前)		某	徳之島	東					東ヶ旧目指				
1609以前	八十八呉良謝佐栄久由緒記・宝満家系図(万暦37年以前)		某	徳之島	東			東ヶ旧筆子						
1609以前	八十八呉良謝佐栄久由緒記・宝満家系図(万暦37年以前)		某	徳之島	東							龜津腰之掟		
1609以前	八十八呉良謝佐栄久由緒記・宝満家系図(万暦37年以前)		思縁戸	沖永良部島		沖永良部之主								
琉球家譜等														
1589以降	申姓仲程筑親雲上系譜(万暦17年以降)	南島風土記	英晴(志戸計親雲上)	鬼界島		鬼界島首里之大屋子								
1589以降	申姓仲程筑親雲上系譜(万暦17年以降)	南島風土記	英晴(志戸計親雲上)	鬼界島	志戸桶	支戸計之大屋子								
1589以降	金姓家譜正統(万暦17年以降)		信峯	鬼界島		鬼界島之大掟								
1596	爾姓家譜(万暦24年)		篤当	大島	焼内					湾之首里大屋子				
1606以前	能姓家譜(万暦35年以前)		宣利	大島	焼内	大島之内屋武垣頭職								
1609	喜安日記(万暦37年)			大島			崎原勢頭							
1555	湛姓家譜(大宗)序・球陽卷1高清王(嘉靖34年以前)		湛某(教明親雲上)	大島	住用	大島地方教明地頭職								
1577	明姓家譜(万暦5年)		長孫(阿手津親雲上)	大島	瀬戸内東					阿手津大屋子				
1609以降	雍姓家譜(万暦年間)		興房	大島		大島在番								
1573以降	堵姓家譜(大宗)序		大嘉喜親雲上	徳之島						大嘉喜地頭職				
1568	栄姓世系図(隆慶2年)		吉久	沖永良部島		忠郎部嶋首里之大屋子								
1607	与那覇系譜(万暦35年)	南島風土記	康村	沖永良部島				伊良部文子						
1609以前	姚姓又吉氏系譜(万暦年中間)	系譜抄(東恩納寛惇文庫本)		沖永良部島		忠良部島地頭職								
1614	姚姓又吉氏系譜(万暦42年)	系譜抄(東恩納寛惇文庫本)		与論島		與留漫地頭職								

(注1) \*は、当該年以前に在職した役人、または当該年に新職に異動した者の前職  
(注2) 系図記事で、役職が琉球統治期のもの薩摩藩統治期のものか不詳のものは省略した。  
(注3) 役名には、大さち、鬼界島之大掟など、便宜に、配置したものがある。

表2 慶長18年知行目録

	出典	種別	年月日	島・間切	宛所	知行	人名	前職	連署の順	印・花押	備考
1	笠利氏家譜	写	慶長18年 9月11日	大嶋之内笠里間切	赤嶺乃与人	10石	為有		伊勢・三原	花押	役職米給付 *
2	和家文書	写	慶長18年 9月24日	大島焼内間切	焼内間切めさし	5石	思禱金	屋喜内間切目指 職	伊勢・三原	印	*
3	松岡家文書	原本・写	慶長18年 9月24日	大島西間切	西間切惣役人	20石			伊勢・三原	印	*
4	日記雑録	写	慶長18年 9月24日	鬼界嶋	鬼界嶋之よひと	10石			三原・伊勢	印	5の写しの 写し*
5	喜界文書	原本	慶長18年 9月24日	鬼界嶋	鬼界嶋之よひと	10石		鬼界島荒木間切 手久津久大屋子	三原・伊勢	印	*
6	喜界文書	原本	慶長18年 9月24日	鬼界嶋	鬼界めさし	5石			三原・伊勢	印	鬼界島荒木 間切手久津 久大屋子の 子か
7	泉家文書	写	慶長18年 9月24日	鬼界嶋	きかひよひと	10石			伊勢・三原	印	
8	要文書	写	慶長18年 9月25日	(首部欠)	永良部之嶋よひと	10石	次郎かね	直シ城之大屋	伊勢・三原	印	

注 備考欄の\*は、元禄8年に国遣座・記録所に原本または写本を進覧した文書